

【新設】
サテライトオフィス・シェアオフィス開設補助を実施します

（本庄市多様な働き方環境整備費補助金）

テレワーク等の導入による多様な働き方の促進及び地域経済の活性化を図るため、市内の空き物件を利用して、サテライトオフィスやシェアオフィス（レンタルオフィス・ワーキングスペース）を開設する事業者のみなさんに、通信環境の整備費や内外装工事費、設備工事費などの環境整備費の一部を補助します。

○補助金額：上限200万円（補助対象経費の2/3）

○対象者：市内の空き物件で、新たにサテライトオフィスまたはシェアオフィスを開設する法人または個人事業主

※サテライトオフィスを開設する場合は、市内に事務所等を置いていない事業者に限ります。

○対象経費：インターネット等の通信環境の整備費、内外装工事費、設備工事費、既存設置物の撤去・処分費

○申請期間：令和3年4月1日～

※令和4年2月28までに工事の完了が要件

○添付資料 ・パンフレット

・Q&A 各1部

問合せ先

○本件記事に関すること 経済環境部 商工観光課 担当：出牛

電話：0495（25）1175

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽

電話：0495（25）1155

サテライトオフィス シェアオフィス補助

多様な働き方環境整備費補助金



Saitama Honjo
埼玉県本庄市

移住情報サイト



補助率 **2 / 3** 最大 **200** 万円

本庄市の空き物件を利用して、サテライトオフィスやシェアオフィス（レンタルオフィス・コワーキングスペース）を開設する事業者のみなさんに、通信環境の整備費や内外装工事費、設備工事費などの環境整備費の一部を補助します。

本庄市役所商工観光課商工労政係

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1175 Mail：syouko@city.honjo.lg.jp



詳細はコチラ

対象者

市内の空き物件で、新たに**サテライトオフィス**または**シェアオフィス**を開設する法人または個人事業主

※サテライトオフィスを開設する場合は、**市内に事務所等を置いていない事業者**に限ります。

要件

- ・令和4年2月28日までに工事を完了できること
- ・**3年以上継続**して開設できること
- ・市が実施する広報活動へ物件情報や**テレワークの取組を公表すること**に同意できること
- ・関係法令に違反していないこと
など

補助金額

上限 **200** 万円
(補助対象経費の **2/3**)

対象経費

- ・インターネット等の通信環境の整備費
- ・内外装工事費
- ・設備工事費
- ・既存設置物の撤去費、処分費



すでに改修工事を完了している、または改修工事中の場合は補助対象外となります。

No.	申請に必要な書類 (R3年4月1日 受付開始)
1	交付申請書 (様式第1号)
2	事業計画書 (様式第2号)
3	環境整備にかかる費用の見積書・明細書の写し
4	位置図 (改装する空き物件の場所が分かるもの)
5	工事図面
6	環境整備前の写真
7	空き物件の所有者であることが分かる書類 空き物件の所有者の同意書 (任意様式) + 空き物件の賃貸契約書の写し
8	誓約書兼同意書 (様式第3号)
9	事業者等の概要が分かる書類 例: 法人登記事項証明書、開業届 など

- ・申請書類は本庄市ホームページからダウンロードできます。
- ・申請にご興味ある方は、お気軽にご相談ください。

本庄市多様な働き方環境整備費補助金 Q&A

【補助対象事業について】

Q1：サテライトオフィスとは何か

A：企業等が拠点事務所から離れた場所に開設した事務所であって、働き方改革の視点から、従業員にとって拠点事務所よりも通勤しやすい場所に開設されている事務所を指します。また、遠隔勤務ができるよう通信機能等を備えているものを指します。

本補助金では、現在市内に事務所や事業所を置いている事業者等のサテライトオフィスの開設につきましても、補助対象となりません。

Q2：シェアオフィスとは何か

A：複数の企業や個人事業主がテレワーク等を行うために自由に利用することができる通信機能を備えた事務所を指します。専用スペース（個人ブース等）を利用する形態のレンタルオフィスや、共有スペースを利用する形態のコワーキングスペースを指します。

Q3：空き物件とは何か

A：現在、居住・事業・その他の用に供されていない建物を指します。建物1棟、ビル等の1フロア、集合住宅の1部屋を単位として申請できます。ただし、現在使用している事務所や会社の1室は補助対象となりません。

Q4：すでに本補助金により改修工事が実施されている空き物件は補助対象になるか

A：対象になりません。1つの空き物件につき一度のみとなります。

Q5：現在改修工事を実施している場合は、補助対象になるのか

A：対象になりません。補助金の交付決定後に改修工事に着工していただくことが条件になります。

Q6：2店舗目を作りたいと思っているが対象となるのか

A：対象になりません。補助金の交付は1事業者につき1回限りです。なお、子会社や関連会社等、実質的に同一の経営とみなされる事業者が行う場合も補助対象となりません。

Q7：工事の完了期限はあるのか

A：期限があります。令和4年2月28日までに工事全てが完了していることが必要です。

Q8：工事にあって補助金の前払いは可能か

A：前払いはできません。工事が完了し実績報告書の提出後に確定払いとなります。

Q9：施工事業者の指定はあるか

A：指定はありません。環境整備工事の施工につきましては、市内業者をご活用いただけると幸いです。

【補助対象者について】

Q10：補助対象となる人の条件などはあるか

A：自ら市内の空き物件において、新たに事業所等を開設する事業者等であって、次の要件全て該当していることが条件となります。(詳しくは要綱第3条をご確認ください)

- ・令和4年2月28日までに環境整備を完了できること
- ・サテライトオフィスを開設する場合には、現に市内に事務所又は事業所を置いていないこと
- ・事業所等の開設が都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反していない事業所等を開設すること
- ・補助金の交付を受けてから3年以上引き続き開設することを誓約できること
- ・事業所等の情報を市のホームページへの掲載その他の方法により公開することに同意できること
- ・事業所等に勤務する者のテレワーク等の実施状況等及び事業所等の事業活動の状況等を定期的に情報発信し、それらの情報を市に提供することに同意できること

Q11：市外の事業者等でも申請できるのか

A：市内の空き物件にサテライトオフィスまたはシェアオフィスを開設する法人または個人事業主であれば、対象となります。サテライトオフィスを開設する場合には、現在市内に事務所や事業所を置いている事業者等は補助対象となりません。

【補助対象経費について】

Q12：インターネット等の通信環境の整備費はどのようなものか

A：インターネット回線や電話回線の引き込み工事に係る費用や、インターネットを利用するために必要なLANケーブル等を差し込むためのコネクタや、電話回線の差込口の設置、コンセントの設置等に係る費用を指します。

Q13：内外装工事費とはどのようなものか

A：床・内壁・天井などの張替えやクロス張替え、床・壁・天井などの断熱、外壁の塗替え、扉・窓ガラスの交換、看板・オーニングの設置等に係る費用を指します。

Q14：設備工事費とはどのようなものか

A：エアコンの設置、セキュリティー関連機器設置（警備会社への委託料等は除く）、固定式のテーブルやパーティションの設置等に係る費用を指します。

自立型や移動式のパーティションやテーブルなど、事業所等に一体とならない備品等については、補助対象となりません。

Q15：既存設置物の撤去費・処分費とはどのようなものか

A：環境整備前の空き物件に設置されている壁やその他工作物の解体費用や、その廃材等を処分するための費用を指します。

Q16：パソコン等の備品や開設を周知するチラシ等の宣伝費は対象となるか

A：対象になりません。備品や宣伝費は補助の対象外です。

【申請書類その他について】

Q17：申請の締切日はいつまでか

A：締切日はありませんが、令和4年2月28日までに環境整備を完了できなければ補助金を交付できませんので、余裕をもって申請してください。なお、申請は先着順で、予算額に達した時点で受付終了となります。

Q18：見積書及び明細書はどのようなものか

A：工事内容を一式でまとめたものではなく、単価や数量等、内容が詳しく確認できるものでお願いします。

Q19：位置図とは何か

A：新たに事業所等を開設する空き物件の位置が分かる地図のことです。インターネットから印刷したもの等をご用意ください。

Q20：写真は何枚必要か

A：環境整備を行う前後で、全体的な内観・外観写真と、工事を行う箇所をすべて撮影した写真をご用意ください。

Q 2 1 : 事業者等の概要が分かる書類とは何か

A : 法人であれば、法人登記の登記事項証明書の写し、個人事業主であれば開業届の写しなどをご用意ください。

Q 2 2 : 交付決定後に計画内容を変更しても大丈夫か

A : 軽微な変更以外は、変更申請が必要になりますので、変更が生じた場合は、必ずその時点でご相談ください。

Q 2 3 : 罰則などはあるのか

A : 補助金の交付決定を取り消し、すでに補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求める場合があります。

Q 2 4 : 申請後に諸事情により改修工事ができなくなった場合、取り下げはできるのか

A : 申請の取り下げはできますが、取り下げ時にすでに改修工事を進めていた場合、その工事に要した費用は補助対象にはなりませんのでご注意ください。(補助は一つの空き物件に一度のみとなるため、取り下げの時点で今後の補助金の交付は一切できません。)